管財関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和５年８月８日（火）　午後１時30分から午後３時00分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室

３　当番市　津島市

４　出席者　県・・・総務局総務部市町村課行政グループ　課長補佐　山口　啓司
市・・・名古屋市財政局財務部財産管理課　主査　棚橋　篤良　外36名
市長会事務局・・・瀧田　崇司、成瀬　博幸

５　内容

① 開会
市長会事務局　成瀬　博幸

② あいさつ
総務局総務部市町村課行政グループ　課長補佐　山口　啓司

③ 議題

【議題１】私用車の公務使用許可について（刈谷市）

刈谷市（趣旨説明）

○ 近年、私用車公務使用の許可申請が減少傾向にあり、その原因を調査した結果、市の規定において任意保険の記名被保険者であることが申請できない要因となっていることが判明。より多くの職員に申請してもらえるよう運行管理規定の見直しを検討している。

議長（取りまとめ説明）

○ 私用車公務使用許可についての規定等について、規定が無い市は38市中３市で、その内２市が私用車公務利用の運用自体をしていない。

○ 私用車の任意保険の使用ができる市は35市で、その内、契約者を本人のみとしている市は５市。

○ 任意保険を使用した場合の補填については、上がった保険料の補填を行っているのは１市のみ。

刈谷市

○ 任意保険の契約者が家族等の場合で補填等をしている市の規定等をご提供いた

だきたい。
⇒ 後日資料提供予定。

愛知県
○ 内規により、職員本人が契約者である任意保険にて賠償することとなっている。なお、保険料の補填は行っていない。

【議題２】土地及び建物の寄附について（刈谷市）

刈谷市（趣旨説明）
○ 建物がある土地の寄附について、市民から建物を残して活用してほしいとの相談を受けているが、過去において同様の事例が無いため、他市の事例を参考にしたい。

議長（取りまとめ説明）
○ 土地及び建物を寄附採納したことがある市は22市で、その利活用方法は、スポーツ施設や文化、観光施設、集会所など。
○ 寄附採納した建物を取り壊した、又は取り壊す予定がある市は８市。

長久手市
○ 寄附された古民家を活用し、様々な体験活動ができる施設を、委託事業として行っていく予定。

津島市
○ 旧信用金庫の建物の寄附を受けたが、まだ改修も行っておらず、現状はイベント等スポット的に活用。最終的には、民間事業者と共同で観光交流拠点として活用する予定。

愛知県
○ 土地及び建物の寄附については、建物を解体して土地を売却し、寄附者の目的に沿った基金に積み立てている。

【議題３】行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市）

刈谷市（趣旨説明）
○ 規則における許可期間１年以内の「その他の目的として貸し付ける場合」の事例が増加しているため、申請者及び市側の双方の負担軽減を目的に規則の見直しを検討している。

議長（取りまとめ説明）
○ 目的外使用の許可期間については、例外的に一時的に許可するという原則のもとで多くの市で１年以内を基本としており、例外規定として複数年の設定をしている。

愛知県
○ 許可期間は原則１年以内であるが、建物、電柱等の敷地として使用する場合等は５年以内。

【議題４】わかりやすい庁舎案内の工夫（豊田市）

豊田市（趣旨説明）
○ 当市では３つの市庁舎があることや、多くの外国人が居住している等の事情があるため、わかりやすい案内表示の変更を検討している。

議長（取りまとめ説明）
○ 来庁者が庁舎内で迷わない工夫を行っている市は34市で、主に案内板等の図示や総合案内の設置など。
○ 外国人の来庁者に向けたサインの工夫を行っている市は26市で、英語表記が多数。
○ デジタルを活用した案内を行っている市は21市で、主にデジタルサイネージやタッチパネルの活用など。
○ 組織改編を考慮したサインを採用している市は11市で、取り外し可能なプレートを採用するなどの工夫をしている。
○ わかりやすい庁舎となるための工夫を行っている市については、色分けなど視覚的にわかりやすい工夫を行っている事例が多数。

一宮市
○ １階総合案内付近にタッチパネルの案内板を設置しているが、意外と利用されている。

清須市
○ 清須市でも総合案内付近にタッチパネルの案内板を設置しているが、総合案内に問い合わせる方が多い印象。

豊田市
○ フリーアドレスを導入している市はあるか。

安城市
○ 庁舎１階にフリーアドレスを採用しているが、結局は同じ席に座る傾向がある。また、机のレイアウトを変更する際のコストが高く、費用対効果は低い認識。

愛知県
○ エレベーターホールに課室配置図パネルを設置、エレベーター内にも各階の課室一覧を表示。
○ 外国人来庁者向けに、課室表示や最寄り駅などの案内の英語表記を併記。
○ 本庁舎正面玄関にデジタルサイネージを設置し、本庁舎の歴史等を発信。

○ 組織改編への考慮は、庁舎案内板の課室名等を取り外し可能なパネル式を採用。
○ その他、本庁舎の庁内案内所に庁舎歴史や各階配置図等が記載されたパンフレットを設置。
○ 一部の課室でフリーアドレスを採用。

【議題５】本庁舎駐車場の管理運営方法（豊田市）

豊田市（趣旨説明）
○ 駐車場の管理運営を外部団体に委託しているが、コスト面も踏まえた運営方法の見直しを検討している。

議長（取りまとめ説明）
○ 駐車場管理を有人で行っている市は８市で、その全てが業務委託。
○ 駐車場や庁舎管理にて、障がい者を雇用している市は６市。
○ 駐車場や庁舎における管理運営にかかる工夫については、長期契約や包括契約を行っている市が複数有り。

半田市
○ 福祉的な施策として障がい者団体に委託し、雇用を維持している。

江南市
○ 駐車場を有人で管理している市の駐車料金は有料か無料か。また、有料化を検討している市は。
⇒ 有料は豊橋市と一宮市。
⇒ 有料化の検討中は春日井市のみ。

愛知県
○ 愛知県では、駐車場の有人管理で委託しており、駐車料金は無料。
○ 駐車場や庁舎管理にて障がい者雇用はしていない。
○ 管理運営にかかる工夫として、可能なものは長期継続契約としている。

【議題６】市有地売却の際のトラブル事例（豊田市）

豊田市（趣旨説明）
○ 未利用の市有財産について、積極的に売却する取り組みを進めている。今後、困難な売却事例が予測されているため、他市の事例を参考としたい。

議長（取りまとめ説明）
○ 市有地売却に係るトラブルが「有」の市は12市。その主な内容としては、後に発見された埋設物に伴うトラブル事例等。
○ 売却の際の事前調査ついて、どの調査も実施していない市は21市。トラブル事例

が多数の「地下埋設物調査」を実施している市は12市。
○ 売却困難地に係る活用、保全の取組みについては、多数の市で草刈り、除草に苦慮している。

豊田市
○ 事前調査を行っている場合、その実施方法は。
⇒ 犬山市、東海市、清須市、豊川市の４市が委託にて実施。

愛知県
○ トラブルについては、売却後に地下埋設物が発見されたケースがある。
○ 事前調査については原則、地歴調査のみ実施。
○ 売却困難地の活用については、未利用地のリストを県ＨＰに掲載し、活用アイデアを募集している。
○ 売却困難地の保全については、県有地境界管理要領に基づき、所管課において年１回以上の境界の見回りを行い、除草や境界標の修復等を実施。

【議題７】普通財産（土地）管理のための台帳登録について（安城市）

安城市（趣旨説明）
○ 不動産の台帳登録について、本市名義となっている財産は全て登録しており、本市名義の部落持ち財産等も普通財産として全て登録しているが、市が管理していない土地も含まれているため、財産管理上の見直しを検討している。

議長（取りまとめ説明）
○ 部落持ち財産を台帳登録している市は18市で、この内、保有財産として公表している市は14市。

豊橋市
○ 数年前に台帳をシステム化するにあたり市所有の土地を整理した際に、市所有の土地は市の財産として整理したため、部落持ち財産で市が管理している土地は存在しないとの認識である。また、部落から所有権を主張されたという事例は無い。

愛知県
○ 部落持ち財産等の把握をしていないため、台帳登録等はしていない。

【議題８】地元からの土地の寄附について（稲沢市）

稲沢市（趣旨説明）
○ 地元集会所等が立地する個人名義の土地について、個人による土地の管理や税制面の負担軽減等を理由に市に寄付したいとの相談が多数寄せられているが、明確な基準がない中で案件ごとに対応している状況であるため、公正な判断のために基準

を設けることを検討している。

議長（取りまとめ説明）
○ 土地の寄附に関する基準を設けている市は７市で、その内容は様々。
○ 寄付を受理した場合の内容や経緯について、経緯が古く内容が不明な市が複数あった。

東海市
○ 昭和30年代に、開拓で土地を生み出した地権者が地元住民のために土地の寄附と建物の費用を市に寄付したという事例がある。

岩倉市
○ 議題のケースでの基準は無いが、道路における基準は有る。

愛知県
○ 利活用が見込めない土地については寄附を受け入れておらず、基準も無い。

【議題９】建物が建っている土地の売却について（東海市）

東海市（趣旨説明）
○ 本市では医師住宅として一戸建て住宅を医療厚生組合に貸し付けしていたが、入居者の減少に伴い土地及び建物が返却されることとなった。本市では建物がある土地の売却実績が無いため、各市の事例を参考としたい。

議長（取りまとめ説明）
○ 土地の売却額の算定方法について、「①建物を含めた現融資で算定」が13市、「②建物を除却した後の更地の状態で算定」が９市、「③その他」が15市。

名古屋市
○ 基本的に業者に委託して算定をしている。その中で建物の価値についても総合的に評価している。

一宮市
○ 鑑定委託については、３者からの見積徴収にて随意契約。
○ 契約した鑑定士と現地調査を行い、建物の評価をお願いしている。

江南市
○ 今年度売却した事例で、地元の建設業者に建物の解体費用の見積りを無料でしてもらった。また、委託した不動産鑑定士にも解体費用の見積もりを依頼したが、契約外の業務であり簡易的な算定であったため、アスベストの処理費用等も含まれておらずかなり低い金額であった。

愛知県
○ 県では、建物を除却して更地の状態で売却している。

【議題10】普通財産の土地の交換、譲渡、無償貸付け等について（岩倉市）

岩倉市（趣旨説明）
○ 過去の経緯において、議会軽視との指摘から普通財産の土地の交換、譲渡、無償貸付け等の条例を定めていない。
○ 土地の交換等において、基準が無いと判断が難しいこと、条例が無いため議会を通す必要があり負担となっていること、県下の市で本市のみ条例が制定されていないことなどを鑑み、本市でも条例制定の是非を検討している。

議長（取りまとめ説明）
○ 過去３年間の各市の実績については、「無償貸付」を行っている市が多数。
○ 条例の規定以上の金銭差額があった場合の交換について、条例の規定が交換の条件となっている市と、条例の規定外の場合は議決を経た上で交換可能としている市に分かれている。
○ 道路内民地の整理についての対応方法については、寄付を受けることを基本としている市が多数。

蒲郡市
○ 過去３年間の譲与の実績については、全て廃道の付け替えによる寄附を受けた面積以下の部分を譲与したもの。

東海市
○ 過去３年間の交換の実績については、道路用地や水路用地の付け替えが多く占めており、同面積かつ同じ利用方針の場合に交換している。

愛知県
○ 過去３年間において、交換、譲与、無償貸付けについては実績有り。
○ 条例の規定以上の金銭差額があった場合の交換については、高価なものの価額の４分の１以上の差額がある場合は議決を経て交換している。
○ 道路内民地の整理についての対応方法については、原則として道路上に個人名義の土地が存在している場合において、明らかに権原を取得できていない場合を除き、用地買収ではなく寄附にて名義変更を行っている。

【議題11】公共施設の利活用について（愛西市）

愛西市（趣旨説明）
○ ４町村が合併した市のため公共施設が多い。施設の取り壊し又は利活用を検討し

ているが、議会や地元の地域住民に対してどのようなプロセスで利活用を検討したのか各市の事例を伺いたい。

議長（取りまとめ説明）
○ 公共施設等総合管理計画のスキームの中で庁内の会議で意思決定をしている市が多数。
○ サウンディングやパブリックコメント等の対外的な検討を行っている市は４市。

愛知県
○ 廃止施設については県有財産利活用調整会議を開催し、県庁内で未利用財産の情報共有を図り、有効活用策を検討。
○ 県での活用が無く、施設が所在する市町村でも利活用の意向が無い場合は、売却処分を実施。

【議題12】その他

○ 特になし。

② 次年度当番市の決定　碧南市

③ 閉会　市長会事務局　成瀬　博幸